

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害等リスク

柴田町は、県南部に位置しており、町の境界線は5つの市町村と面している。北部は山間部が多く、住宅地や小売店等の都市機能は白石川沿いの船岡盆地、阿武隈川沿いの槻木盆地に集中しており、阿武隈川、白石川沿いには国道4号線柴田バイパスが通っているため、人の動きが多い地区といえる。また、町内には鉄道の駅が3つ（槻木駅：柴田町東部、船岡駅：柴田町南西部、東船岡駅：柴田町南部）あり、それぞれの駅周辺も都市機能を担っている。

(洪水：ハザードマップ)

阿武隈川、白石川沿いの船岡盆地、槻木盆地に関しては、0.5メートル以上の浸水が想定されている地区が多く、阿武隈川と白石川の合流地点付近では、5メートル以上の浸水が危惧されている地区もあり、下名生地区の工業地帯も含まれているため、大きな被害を被ることが危惧される。また、阿武隈川と白石川の合流地点は、洪水氾濫により木造家屋の倒壊の恐れがあるとされている。

令和元年台風19号に伴う大雨による浸水推定段彩図によると、船岡盆地、槻木盆地ともに住宅地区を除き、町のハザードマップで危険地区として指定されている部分について浸水している。全壊、半壊、損壊は1,100戸を超え（住家、非住家総数）、民間事業所等の被害は64箇所、6億7,190万円であった。

(土砂災害：ハザードマップ)

土石流にかかる特別警戒区域、警戒区域ともに山間部が多く、山間部には製造業や建設業の事業所が点在している。急傾斜地の崩壊にかかる特別警戒区域、警戒区域に関しても土石流と同じく山間部が多い。山間部には事務所兼住宅として使用されている建物も多く、土石流に巻き込まれた場合事業の継続が困難となることも想定される。

(地震：J-SHIS 地震ハザードステーション、ジャパンホームシールド株式会社)

柴田町西部には福島盆地西縁断層帯があり、主要活断層帯（平均ケース）の予測では、平均発生間隔8,000年、30年発生確率、50年発生確率ともに0%、将来の活動予測で地震の規模マグニチュード7.8程度となっている。北部には長町-利府線断層帯があり、主要活断層帯（平均ケース）の予測では、平均発生間隔5,000年、30年発生確率0.6%、50年発生確率1%、将来の活動マグニチュード7.0-7.5程度のものが発生する可能性がある。東部には双葉断層帯があり、主要活断層帯（平均ケース）の予測では、30年発生確率、50年発生確率ともに0%と予想されている。

地域によって多少差はあるものの、中心部における今後30年の間に震度5強以上となる確率は80%を超え、震度6弱以上となる確率は35%を超える。

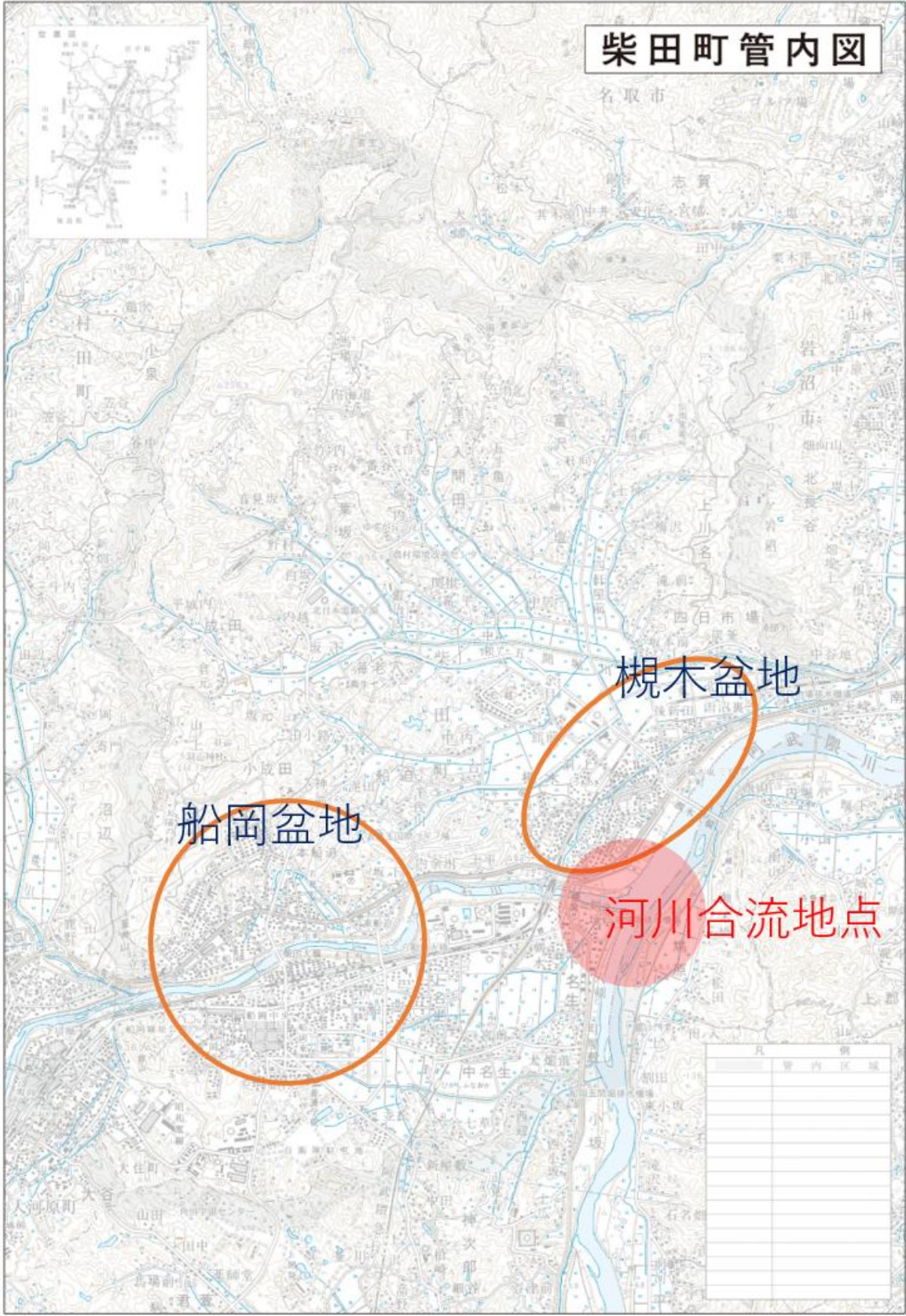
住宅地や事業所の多い船岡盆地、槻木盆地ともに比較的弱い地盤であると評価される地区が多く、マグニチュードの大きさに対し揺れが大きく計測される可能性がある。

(感染症)

柴田町は、仙台圏のベッドタウンとして位置づけられており昼間町外に人口が流出する。また町内に高校や大学があることから町内に流入する人口も多い。そのため、町外からウイルスが持ち込まれ、蔓延する可能性が高いと考えられる。

この地図は国土院院長の承認を得て、国産発行の数値地図
(地形図)を複製したものです。〔地図番号 平成標準 第77号〕

柴田町管内図



宮城県柴田郡柴田町

平成20年11月

1:50,000

朝日新聞株式会社

(2) 商工業者の状況

・管内事業者数

商工業者等数 (A)	1, 159
うち、小規模事業者数 (B)	787
※小規模事業者割合 (B/A)	67.9%

上記「管内事業者数」及び「業種別状況」の商工業者数は、平成28年度経済センサス - 活動調査より産業分類のA：農業、林業及びB：漁業以外の「非農林漁業」を抜粋している。

なお、小規模事業者数は「C：鉱業、採石業、砂利採取業」「D：建設業」「E：製造業」「F：電気・ガス・熱供給業」「G：情報通信業」「H：運輸業、郵便業」については従業員20名未満、それ以外の「I～R：卸売業、小売業、サービス業」については従業員5名未満を小規模事業者としている。

・業種別状況

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (立地状況等)
C：鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	
D：建設業	116	111	町内全域に分散
E：製造業	85	57	市街地や山間部数か所に工業団地として集約し立地
F：電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	—
G：情報通信業	1	1	山地に立地
H：運輸業、郵便業	25	15	町内全域に分散
I：卸売業、小売業	281	157	市街地に多い
J：金融業、保険業	18	11	JR船岡駅を中心に立地
K：不動産業、物品賃貸業	74	67	町内全域に分散
L：学術研究、専門・技術サービス業	40	32	市街地に多い
M：宿泊業、飲食サービス業	142	86	JRの駅周辺に多く立地
N：生活関連サービス業、娯楽業	137	112	市街地に多い
O：教育、学習支援業	54	43	市街地に多い
P：医療、福祉	107	39	市街地に多い
Q：複合サービス事業	6	2	町内全域に分散
R：サービス業 (他に分類されないもの)	72	53	町内全域に分散

統計名：平成28年経済センサス - 活動調査 事業所に関する集計 産業横断的集計9表

(3) これまでの取組

① 柴田町の取組

- ・ 防災計画の策定
- ・ 防災マップの作製
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災備品の整備
- ・ 避難所用備品の備蓄
- ・ 避難所運営マニュアルの作成
- ・ 職員災害初動マニュアルの作成
- ・ 防災行政無線 (デジタル化) の整備
- ・ 防災情報のメール配信

- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 防災士・防災指導員の育成
- ・ 民間事業者及び自治体との災害時応援協定の締結

② 柴田町商工会の取組

- ・ 事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・ 県主催の事業者 BCP に関するセミナーの周知
- ・ 大規模災害対策マニュアルの策定
- ・ 災害復旧補助金の申請、フォローアップ
- ・ 災害対策の共済、保険の加入推進
- ・ 防災備品の備蓄

II. 課題

災害対策としては事業者 BCP について基礎的な知識は有するが、事業者 BCP の策定に特化するには至らず、情報収集が十分とは言えない状況である。また外部専門機関との連携関係が不十分であり、災害対策具体案（共済、保険の加入）について提案するには効果的な連携関係の構築が急務であると考えられる。また、事業者に対する取組内容としては、事業者 BCP に関する国の施策および関係機関のセミナーの周知にとどまっており、情報提供の方法についても改善の余地が大いにある。柴田町商工会で把握している限りでは事業者 BCP について策定したという例も数少なく、策定支援実績が乏しい状況である。また、本支援計画策定時点で流行している新型コロナウイルス感染症について、流行以前のように事業を行えなくなった事業者も多くおり、支援体制の強化が求められている。

III. 目標

災害発生前対応策として、行政や保険会社等の専門機関と連携し支援体制を強化したうえで、町内事業者に災害リスク対策の重要性を周知、事業者 BCP 策定支援を行い、事業者の理解促進を目標とする。災害発生後対応策として、大規模災害対策マニュアルを基礎とした対応方法についての理解徹底を目標とする。また、新型コロナウイルス感染症にかかる事業者の状況をふまえ、実態に合わせた支援を行うことを目標とする。

① 柴田町商工会における情報収集および支援ノウハウの構築

国や県等行政機関における施策について、町と協力し情報収集するとともに、事業者 BCP 策定支援事例等の情報と地区の特性についてのデータを活用し災害対策支援能力の向上を図る。

② 関係機関との連携体制の構築および情報交換の促進

町と災害対策における具体的対策について、必要に応じ保険会社等と連携し、提案メニューの充実を図る。

③ 事業者への災害対策関連情報の周知

郵送での情報提供やセミナー等の説明会を通して情報の発信を行い、事業者が災害リスクに気づくきっかけを創出し、事前対策の必要性についての認知促進を図る。また、事業者の災害対策に関する知識の向上を目指す。

④ 事業者 BCP 策定支援およびフォローアップの実施

全国商工会連合会で発行しているリスクチェックシートを活用し、事業所それぞれの状況を確認したうえで、関係機関との連携を活かした災害対策メニューの提案等を行うことにより

事業者 BCP 策定支援を行う。また、計画を策定した事業所に対しては、進捗状況の確認および計画見直しも含めたフォローアップを実施する。

⑤ 大規模災害対策マニュアルの更新

引き続き年度ごとに大規模災害対策マニュアルの更新を行い、災害発生後の対応策を講じる。また、職員間での理解の徹底および情報共有を行う。

⑥ 新型コロナウイルス感染症にかかる支援

ヒアリングをもとに事業者の実態に合わせた支援を行い、必要に応じて行政の支援策等について情報を提供する。

支援事業	単位	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
災害対策に関する情報の収集および支援ノウハウの構築	—	通年	通年	通年	通年	通年
関係機関との連携体制の構築および情報交換の促進	—	随時	随時	随時	随時	随時
郵送での情報提供	回	1	1	1	1	1
事業者 BCP 関連セミナーの実施	回	1	1	1	1	1
リスクチェックシートを活用した共済、保険の加入確認および促進	回	6	9	12	12	12
事業者 BCP 策定支援およびフォローアップの実施	件	3	3	6	6	6
大規模災害対策マニュアルの更新	—	年度初め	年度初め	年度初め	年度初め	年度初め

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

柴田町商工会と柴田町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

柴田町商工会における「大規模災害対策マニュアル」や柴田町における「地域防災計画」との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるよう、以下のことを実施する。

① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 商工会職員の巡回訪問時や窓口指導時に、柴田町発行の地域ハザードマップ等を利用し事業所立地場所の自然災害等のリスクについて把握する機会を提供し、全国商工会連合会発行のリスクチェックシート等を用いその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 柴田町の広報紙や、柴田町商工会より随時送付しているお知らせ、ホームページ等を利用し、国の施策の紹介、事業者BCP策定の事例等について情報提供を行う。
- ・ 事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家による事業者BCPの概要や行政の施策について扱う普及啓発セミナーを主催する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症にかかる対応として、常に新しい情報を入手し冷静に対応することを事業者に周知する。
- ・ 感染症対策として、マスクや消毒液等の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT活用のための情報や支援策等を提供する。

② 柴田町商工会の事業継続計画

- ・ 東日本大震災や令和元年台風19号での被害を教訓とし、事業継続計画である大規模災害対策マニュアルを策定し、運用している。毎年度初めに更新しているため、状況に応じ修正を加え、事業実施期間中においても運用を継続する。

③ 関係団体等との連携

- ・ 柴田町商工会で事業者の状況を確認。専門機関の協力を仰ぎ、事業所のリスク管理の度合いに応じた具体的対応策の紹介を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発依頼を行う。

④ フォローアップ

- ・ 事業者BCPを策定した事業者の取組状況を確認し、実情に合わせ修正等を行い、計画のブラッシュアップを図る。

⑤ 当該計画にかかる訓練の実施

- ・ 柴田町商工会と柴田町の職員間で防災推進会議を実施する。両機関の状況を踏まえ、必要に応じて行うこととする。

- 柴田町商工会と柴田町において、連絡ルートの確認等を行う。両機関の状況を踏まえ、必要に応じて行うこととする。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等発災時には、人命を第一に考え、そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関との情報共有を行う。柴田町に震度6弱以上の地震、または会長が大規模災害と認めた災害が発生した時は、大規模災害対策マニュアルに基づき「柴田町商工会災害対策本部」を設置する。商工会等職員に新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者が発生した場合は、宮城県商工会連合会より提示されている「商工会等職員に新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合の対応について」をもとに対応する。主に大規模災害発災時及び感染症等感染者が出た場合の対応について、下記に示す。

柴田町では、自然災害等発災時には、地域防災計画および職員災害初動マニュアルに基づき業務にあたる。同マニュアルの配備基準より「災害対策本部」等設置し、情報収集等応急対策を実施する。また、町内で感染症が発生した場合は柴田町新型インフルエンザ等対策行動計画を基に、また、職員等が感染した場合は町民生活の維持に必要な業務を継続する体制を構築するため、柴田町業務継続計画を基に、対策を取ることとする。

※ 柴田町商工会災害対策本部を設置しない程度の災害発災時には、柴田町商工会では職員が窓口となり災害対応を実施し、柴田町との情報共有等を行う。

※ 柴田町商工会と柴田町において情報共有を行う際、柴田町商工会・宮城県商工会連合会間で使用する様式を用いる方法または口頭で回答する方法を用いることとする。

柴田町商工会災害対策本部

対 策 本 部 全 体	危機管理対応の職場内調整 突発的事案の対応 被災会員事業所の状況等の情報収集と発信 基本行動要領の決定と指示
本 部 長 (会 長)	危機管理対応方針の決定 危機管理対策の全般統括
地 区 対 策 本 部 長 (副 会 長)	対策本部との連絡調整 危機管理対応の支部内調整 支部内商工会の情報収集と発信 対策本部決定方針の支部への徹底
本 部 長 代 行 (副 会 長)	本部長の補佐 職員の出勤体制の決定 行政及び県連への報告 最優先業務の決定 平時体制移行の決定 その他全体的な事項
副 本 部 長 (副 参 事)	本部長及び本部長代行の補佐 官公庁対策
責 任 者 (主 任 主 査)	職員の状況確認 (自宅の状況、通勤困難、帰宅困難者等) 対策本部の設営 本所・支所(事務所)との連絡調整

	会員支援項目の立案 重要書類の保全
情報収集担当員	責任者の補佐 役員並びに会員の被災状況調査及び集計 職員及びその家族の安否確認並びに各商工会情報の収集

① 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告（本人および家族の状況、近隣の家屋や道路の状況、出勤の可否）を行う。その後役員の安否確認を行う。

② 応急対策の方針決定

役職員の安否を確認したのち、柴田町商工会と柴田町において応急対策の方針を決定する。

職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は、役割分担を決める。

町内小規模事業者の被災状況の把握に努め、速やかに情報共有を行う。

【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、柴田町商工会と柴田町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に2回共有する。
～2カ月	1日に1回共有する。
～6カ月	1週間に1回共有する。

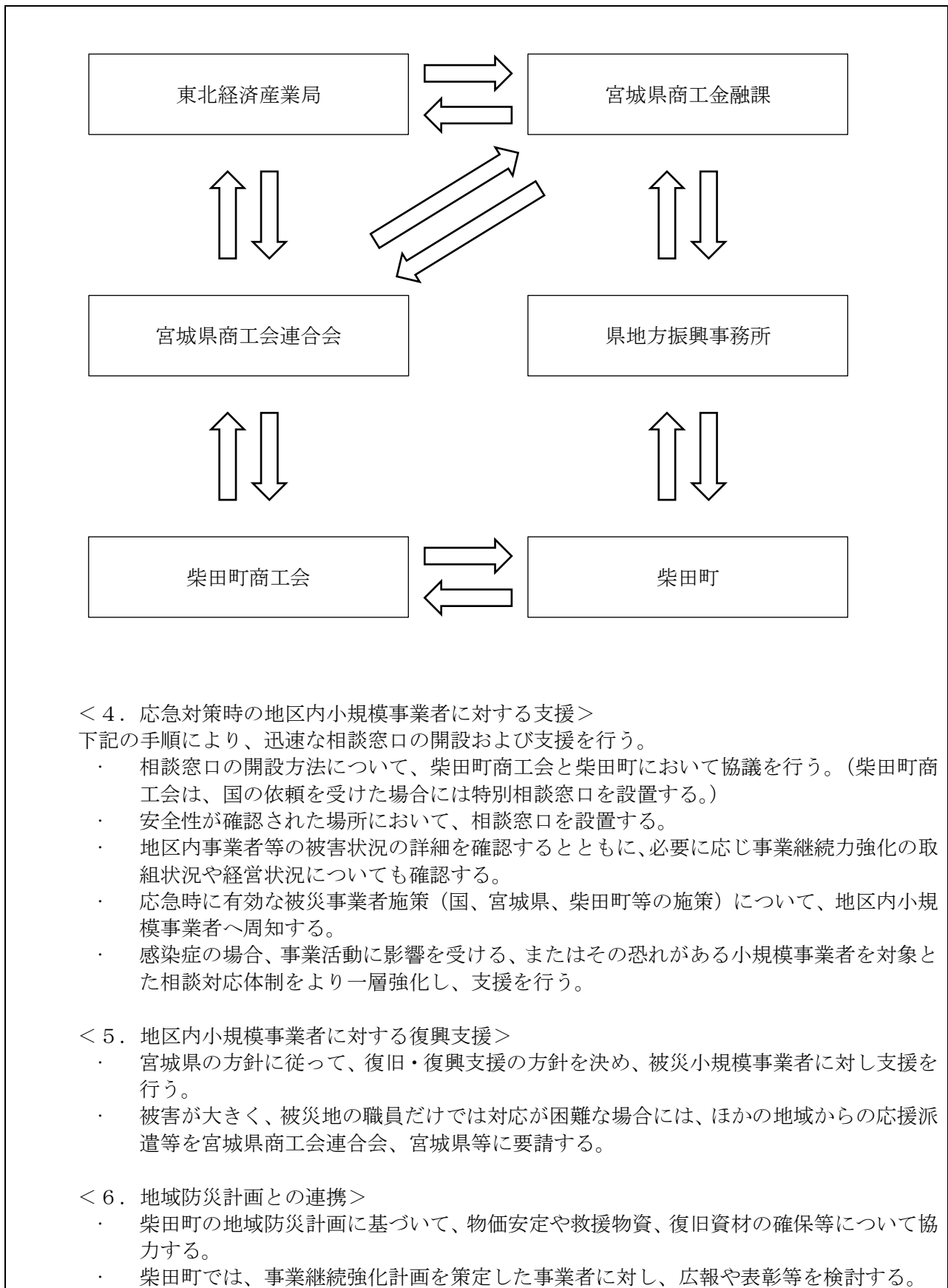
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

自然災害等発生時に、町内の事業者の被害情報について迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

二次災害を防止するため、被災地域での活動範囲・内容について決定する機能を持つ。

柴田町商工会と柴田町は、自然災害等による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ決めておく。

柴田町商工会と柴田町で共有した情報について、柴田町商工会より宮城県商工会連合会、柴田町より県地方振興事務所へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

下記の手順により、迅速な相談窓口の開設および支援を行う。

- ・ 相談窓口の開設方法について、柴田町商工会と柴田町において協議を行う。（柴田町商工会は、国の依頼を受けた場合には特別相談窓口を設置する。）
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内事業者等の被害状況の詳細を確認するとともに、必要に応じ事業継続力強化の取組状況や経営状況についても確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国、宮城県、柴田町等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした相談対応体制をより一層強化し、支援を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 宮城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、ほかの地域からの応援派遣等を宮城県商工会連合会、宮城県等に要請する。

< 6. 地域防災計画との連携 >

- ・ 柴田町の地域防災計画に基づいて、物価安定や救援物資、復旧資材の確保等について協力する。
- ・ 柴田町では、事業継続強化計画を策定した事業者に対し、広報や表彰等を検討する。

- ・ 柴田町の防災訓練に参加するなど、日頃から連携強化に努める。

< 7. 職員に感染症等感染者が発生した場合 >

① 感染が疑われる職員が発生

当該職員に対し健康電話相談窓口（コールセンター）に相談を指示し、休暇取得を促す。宮城県商工会連合会へ連絡。

② 濃厚接触者が発生

当該職員に対し保健所の指示に従い自宅待機を命じ、健康状態及び保健所からの指示等について報告を指示。宮城県商工会連合会へ連絡。自宅待機期間が終了した濃厚接触者は再度健康状態の確認を行った上で職場復帰させ、宮城県商工会連合会へ報告。事務所内職員全員が濃厚接触者となった場合は、濃厚接触者の自宅待機期間が終了するまで感染者が在籍した商工会館を閉鎖し、宮城県商工会連合会職員の応援及びエリア内商工会の協力を得て相談対応にあたる。

③ 感染者が発生

商工会館の見取り図と個人名入り座席表、感染者の接触者リストを準備し、保健所へ積極的に協力する。宮城県商工会連合会へ連絡。事務所内全員が濃厚接触者となった場合は、濃厚接触者の自宅待機期間が終了するまで感染者が在籍した商工会館を閉鎖し、宮城県商工会連合会職員の応援及びエリア内商工会の協力を得て相談対応にあたる。濃厚接触者にならない職員がいる場合は、保健所の命令による消毒が終了するまで商工会館を閉鎖し、消毒終了後は濃厚接触者にならない職員により業務を再開することとし、商工会館閉鎖期間中は広域連携エリア内の商工会に事務所スペースを借用し、濃厚接触者にならない職員が相談等対応にあたる。

治癒した感染者は、職場復帰が可能とする医師の診断書等を確認し職場復帰させ、宮城県商工会連合会に報告。自宅待機期間が終了した濃厚接触者は、再度健康状態の確認を行った上で職場復帰させ、宮城県商工会連合会へ報告。

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和5年4月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 橋本 篤幸 (連絡先は後述 (3) ①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供および助言を行う。 ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行 (本計画に基づき行う) ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (本計画に基づき年1回以上行う)	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所 柴田町商工会 〒989-1601 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-1-3 TEL: 0224-54-2207 / FAX: 0224-55-5039 E-mail: shibata_sci@office.miyagi-fsci.or.jp	

②関係市町村

柴田町役場 商工観光課

〒989-1692 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45

TEL: 0224-55-2123 / FAX: 0224-55-4172

E-mail: promote@town.shibata.miyagi.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	720	720	720	720	720
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ パンフ、チラシ作成費	150	150	150	150	150
・ パンフ、チラシ郵送費	70	70	70	70	70
・ 防災、感染対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、柴田町補助金、雑収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。